

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2016.Oct
Vol.18

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所宛付 TEL.0952-25-3121/FAX.0952-25-3123



第18回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の弁論は、玄海原発の再稼働の動きが加速する中で行われました。今年4月14日と16日に熊本地震が起きました。この地震は断層型地震です。現在までに、研究者須藤靖明さんは日奈久断層が南側で活動する可能性を指摘しています。

新しく鹿児島県知事となった三反園訓氏は、熊本地震を踏まえて川内原発を即時一時停止し、安全のために再点検を行うことを、2度にわたって九州電力に要請しました。九州電力はこれを拒否し川内原発の稼働を続けています。しかし、川内原発は10月には1号機が、12月には2号機が定期検査に入ります。定期検査後、再稼働するために、立地自治体の薩摩川内市の外に鹿児島県の同意を従来どおり取るか



▲佐賀地裁までアピールウォーク(9月9日)
右から長谷川団長、服部浩幸さん、吉田千亜さん

との問題が九州電力に突きつけられています。

来々、福島原発事故の被害を明らかにする損害賠償訴訟の判決が連打されます。私たちは、原発から自由になるために固く連帯して、すべての原発を廃炉にしていくために判決行動を含めあらゆる努力をしていく必要があります。

第18回 口頭弁論 東島弁護士のココがポイント!

1 原告側は、九電の地震動の主張に対する反論(準備書面32)を提出しました。そこでは、ア)過去10年間に基準地震動を超える地震動が5回も原発敷地に到達していることからわかるように、現在の地震科学は十分に深化しておらず、耐震安全性を確保できるまでに至っていないこと、イ)敷地ごとに震源を特定して策定する基準地震動では地震動の平均像から出発していること自体莫大な誤差を含むものであること、ウ)震源を特定して策定する基準地震動については、念には念を入れる基準ではなく、16個の地震のみをもとにした新規制基準に合格しても安全とはいえないことなどを主張しました。

2 被告九電は、ア)九州の5つのカルデラ火山の破局的噴火は、玄海原発操業中に起こる可能性は極めて低いこと(準備書面13)、イ)玄海町の白血病死亡率が高いとの原告の主張に対しては、ここ約40年間に全国的に白血病死亡率が上がってきており、玄海町だけの問題ではなく、佐賀県をはじめ九州沖縄で白血病死亡率が高いのはヒトT細胞白血病ウイルスの感染者が多いため、玄海原発のためではないこと(準備書面14)を主張しました。

3 ジャーナリストの吉田千亜さんが、多くの母子避難者の取材を通して分かる被害者の切り捨ての実態を、二本松市の山里のスーパー経営者の服部浩幸さんが地元に残った者の被害と苦悩を意見陳述しました。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント.....	1	原告団交流ひろば	6
	意見陳述		団長コラム	7
	吉田千亜さん.....	2	傍聴記、今後の日程	8
	服部浩幸さん.....	4		

意見陳述



原告 吉田 千亜さん(フリーライター)

第1 原発事故避難者の交流会を始めたきっかけ

福島原発事故後、原発事故で避難した避難者同士の交流会を開くようになり、避難者への取材をもとに今年、岩波書店から新書「ルポ母子避難～消されゆく原発被害者」を出版しました。

私は、大学卒業後出版社勤務を経てライターの仕事を始め、2004年に第1子を出産した後は、生まれ育った埼玉県川越市の自然豊かな場所で家族と生活をしていました。

2011年3月11日、川越市でも震度5強の揺れがあり、近所では家の窓ガラスが割れたり、物流が止まりしばらくコンビニに商品がおいていない状況が続きました。そんな事故直後から、放射能汚染についてインターネットで情報を収集するようになったところ、行政が計測した放射能測定結果から川越市も放射能に汚染されている事実が分かりました。そのときに真っ先に考えたのは自分の子どものことでした。当時子どもは2歳と6歳で、被ばくによってこの子たちに何かあったらと眠れない日が続きました。ただ周りの人たちは淡々と生活を送っているように見え、放射能が不安だと口に出せず、息苦しさも感じるようになりました。子どもを連れて西のほうへ避難したいと夫に相談したものの、家庭の事情で叶いませんでした。このまま川越市にとどまるのであれば、不安な思いで避難しているであろう原発事故避難者、とりわけ避難指示が出ていない地域から避難している「自主避難者」が孤立しないよう交流の場をつくろうと思い立ち、川越市内で避難者交流会を始めました。2012年4月のことでした。

第2 母子避難者が大変な思いで避難生活を続けていること

わずかなつてを頼りに1人で始めた避難者同士の交流会でしたが、約4年半の間に延べ200人以上の参加がありました。そのほとんどが母子世帯避難のお母さんでした。そのお母さんたちと仲良くなるにつれ、悩みや本音を打ち明けられるようになりました。そこで耳にした母子避難者の現状は深刻で、同じ母親として想像を絶するものでした。

母子避難者の多くは避難指示のない地域から避難しており、東京電力からの補償は全くないか、あったとしてもごくわずかな一時金が支払われたのみでした。避難するには父親は避難せずに残って仕事を続けなければならない状況で、母親は子どもを被ばくから守りたい一心で母子避難を余儀なくされていました。

残った父親と避難した母子の二重生活で貯金を切り崩し続けた人、保険の解約返戻金を生活にあてた人、母子避難をした直後から見知らぬ土地で子どもを預けて働き始めた母親もいました。「避難者なら、いずれ帰るでしょう」と言われ、求職を拒否された人もいました。「情けなくて涙が出る」と言いながら、自分の親に生活の援助を頼んだと、打ち明ける母親もいました。

またある母親は自分で避難することを選択したゆえに周囲の援助を求めてはいけないと、相談する相手を持たなかった結果、子どもを感情的に叱るようになり、アルコールに溺れ、しだいに鬱状態になり、仕事にも行けなくなり、毎日「死んだら楽になるのではないか」と考え続けました。

いわゆる「自主避難者」は、放射能汚染から逃れるために避難を余儀なくされたにも関わらず、避

難地域の線引きによって十分な公的支援を受けられず経済的に困窮しているのです。

また母子避難の母親の多くが、周囲から理解を得られない不安を抱え孤立しています。多くの人々が突然の生活環境の変化に加え、「周りから理解されない」という辛さから円形脱毛症、突発性難聴、鬱、不眠などがあると言います。「子どもを殺し、自分も死のうと思った」「自殺を考えた」と話す母親にもたくさん会ってきました。避難者交流会では、今でも「やっとな辛いな」と言えた」「初めて自分の気持ちを話せた」という母親に出会います。

ある母親は冷静さを失い、やけっぱちになって「いっそのこと、もう一度福島原発で何かが起きて、私の住む地域も避難指示地域になってほしいと思ったこともある」と言いました。このように母子避難の母親の多くが経済的に困窮し、葛藤や苦難を抱えながらも子どもを被ばくから守りたい、その一心で今も避難生活を続けています。

第3 自主避難を否定する住宅提供の打ち切り

そうしたなか昨年6月、政府と福島県は、災害救助法を運用しこれまで福島県が行ってきた「自主避難者」に対する借上住宅の無償提供を来年3月に打ち切ると発表しました。対象となる「自主避難者」は約1万3000世帯、約2万5000人にも及びます。借上住宅があったからこそ、何とか避難生活を続けられたという大多数の人たちが、5年間やっとなの思いで積み上げてきた「暮らし」を再び奪われ、望まぬ帰還か、生活困窮かの選択を強いられようとしています。住宅提供の打ち切りは、自主避難の正当性を真っ向から否定するあまりにも不合理な決定です。

先日、借り上げ住宅に住む母親は言いました。「避難生活の中でも、今が一番辛い」と。避難によって一度住まいを追われ、さらに再び住まいを追われるという、絶望の淵に突き落とされる実感から発せられたものでした。

私は、住宅無償提供の打ち切りを何とかして食い止めたい、その思いで本を執筆しました。本に取り上げた母親たちも、事故前の数倍から数十倍の放射線量のあるところから避難をしています。そこで子育てをするのが不安になるのはごく当たり前のことではないでしょうか。避難する母親に間違っていると云えますか。

「子どもを守りたい」と思う人なら避難する母親の思いが通じるはずだ、頼む、通じて！というギリギリの願いを本に託しました。

第4 玄海原発訴訟の原告団に加わった思い

これまで「自主避難」で苦しむ人のために少しでも意味がありそうだと思うことは、手あたり次第やってきました。避難者へ向けたニュースレターの発行や母親を中心とするネットワークも作りました。しかし無力感にさいなまれることも少なくありません。原発事故によって奪われたその人の「人生」や「暮らし」は、どうやっても取り戻すことができないからです。

福島県郡山市から避難した母親から発せられた「ただ普通に暮らしたいだけなんだ」という言葉を私は忘れることができません。郡山市で夢だったアパレル関係の仕事をしていた生活から、一転避難によって仕事を奪われ生き方も趣味も何もかも変わってしまったと言います。避難によって当たり前の生活が奪われ続けているのです。避難者からは「原発事故さえなければ」という言葉も何度も聞きました。原発事故がひとたび起きれば、住む地域あるいは避難という選択によってこれまで築きあげてきた「人生」や「暮らし」そのものが奪われ、生活は一変します。

裁判官の皆様、どうか「自主避難者」たちの切実な悲鳴に耳を傾けて下さい。今の「自主避難者」たちの姿をどうか明日の自分、明日の家族のこととして考え、このような悲惨な悲劇を再び生み出さないために原発を止めるという良識ある判断をお願いいたします。

意見陳述

原告 服部 浩幸さん(「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団事務局長)



1、福島第一原発事故前の暮らし

私は福島県の旧東和町、現在の二本松市に生まれ育ちました。旧東和町は福島第一原発から約45kmのところであり、原発事故により避難指示地域(「居住制限区域」と「避難指示解除準備区域」に再編)となった川俣町山木屋地区とは山一つ隔てた隣の地域です。

私は、東京と郡山市で約8年間の会社務めを経て30歳のときに実家に戻り、家業の食品スーパーを継ぎました。妻、大学1年の娘、高校1年の息子、小学5年の息子がおり、静岡市に住む娘を除き、私の父母と一家6人で暮らしています。

東和地域は里山に囲まれた山間地で、店のお客さんも大半が顔見知りという環境なので、春には山菜や筍が、また秋にはきのこ類が食べきれないほど自宅に届けられました。都会から戻った私には、自然と人情にあふれた暮らしがとてもありがたく感じられ、地元での充実した日々を過ごしていました。

2、東日本大震災及び福島第1原発事故後の営業の状況

2011年3月11日の東日本大震災では、店の商品の破損はありましたが、店舗や設備に大きな被害はなく、また電気も停まらなかったため、幸いにして営業を続けることができました。

私の店は山間過疎地域で唯一の食料品店であるため、「何としても地元地域に食糧を供給し続けなければ」という一心でした。ガソリンや食料品の供給が途絶える中、市場とを1日1往復するトラックに売れるものを必死でかき集め、一心不乱に商売を続けました。ですので、原発が爆発したニュースやその後の情報などにはほとんど触れ

ることができず、放射能の影響についても詳しい情報を得る機会もなく、約1ヶ月を過ごしました。

震災から約2ヶ月程度で、商品の供給「量」はほぼ回復しました。しかし、放射能の影響で、当店の最大の「売り物」だった安くて新鮮な県内産の野菜や果物、魚介類を取り扱うことができなくなりました。やむを得ず値段が高く、鮮度も劣る県外産のものを販売しましたが、売れ行きは芳しくありませんでした。その後、放射能測定をクリアした県内産の農産物は出回るようになりましたが、福島県沖の魚介類や、山菜、原木しいたけなどは未だに出荷制限がかかったままです。さらに、県内産の商品に対する消費者の目は今でも厳しく、原発事故前のような売れ行きにはとても戻りません。

他方、東和地域でも原発事故の影響で避難された家族、特に母子避難された家庭が多くありました。また、隣接する川俣町山木屋地区にもお客様が相当数いらっしゃいましたが、そこが避難指示区域となり、全住民が避難したこともあって、店の客数は減少したまま現在に至っています。

3、原発事故の私生活上の影響

2012年の冬、当時小学校PTA会長だった私のもとに、近所の顔見知りの奥さんたちが大挙して押しかけてきました。「二本松市が給食に使用する米を県内産のものに変更すると発表したことを知り市に抗議したものの、『安全です』の一点張りで取り付く島がなく、PTAでアンケートを実施して反対意見をぶつけてほしい」という相談でした。最終的には、不安な家庭はご飯を持参させても良いということで決着しましたが、「友達と違うものを食べるのはいやだ」と言う児童もあり、不安

な気持ちを抱え、それを言い出せないまま給食のご飯を食べさせている保護者も多いようです。給食ひとつを例にとっても、住民の生活には不安や心配が付きまっています。

また、私はこの出来事で、例えどんなに検査したとしても、放射能の影響を不安視したり、検査の結果に不信感を持ったりする人が、私の身近にも大勢いるということを感じました。

4、地元に残る選択

それでも私は、避難せずに東和地域に残る選択をしました。すぐ隣が山木屋地区ということからも分かるように、避難することは当然の選択です。しかし、私の家は先祖代々地元で食料品を供給してきた唯一のスーパーです。地域のインフラを担っており、私の店がなくなれば、車を運転できない人々は買い物もできません。その責任から、地域を離れるわけにはいかないのです。それに昔、私の祖父は旧東和町の町長を長年務め「地域を維持するのは人と人とのつながりだ」と常々言っておりました。祖父らの思いを考えると、地域から避難することはできません。

5、地元に残ったことでの苦悩

ところが今年の7月、福島県健康調査で、小学校5年の私の息子に初めて甲状腺の「のう胞」が見つかりました。現在は経過観察の状態ですが、「もしかしたら将来、これが甲状腺がんになるのではないか」と不安な気持ちが止むことはありません。原発事故直後、子どもたちだけでも避難させるべきだったのではないかと、今は自責の念に駆られています。ましてや将来、愛する我が子の身に万が一のことがあれば、親としての無知・無責任を悔やんでも悔やみきれません。毎日、自問自答の日々を送っています。

6、加害者が決める「被害」の打ち切り

その一方、国や東京電力は「被害の切り捨て」を

加速化させています。避難指示の早期解除や区域外避難者への住宅提供の打ち切り、賠償・補償の打ち切りなどがその現われです。

我が店でも、売り上げの大きな減少によって、経営が圧迫されています。しかし一昨年の6月分を最後に賠償金が支払われなくなりました。東電は“福島県内全般の「小売業」への影響は収まった”という大枠での理由しか述べません。私のスーパーのように山間部に立地し、避難地域からの顧客も抱えていたために、多大な影響を受け続けているという「個別事情」は一切考慮されず、加害者による一方的な線引きが行われています。

7、原発の被害者は私たちを最後に！

2013年、私は二本松市が派遣したウクライナ視察団に参加し、WBC(ホール・ボディ・カウンター)での検査と聴き取り調査に立ち会いました。チェルノブイリ原発事故から27年が経過した当時でも、原発から100km以上離れた田舎の町では、数千ベクレルの内部被ばくをしている人が何人も見つかりました。都市部と郡部の経済格差のため、収入の少ない田舎では線量の高い森のきのこなどを食べざるを得ないことが、被ばく格差となって現れているのです。

日本も同じ道を歩もうとしています。福島では満足な救済もせずに被害者を切り捨て、原発事故など無かったかのようにふるまう一方で、首都東京では華々しくオリンピックを開催して、一層の繁栄を貪ろうとしています。

「このままでは福島が『生き埋め』にされてしまう」。そんな危機感から、私は声を挙げることを決意しました。福島では、国と東電の責任を追及する裁判にも参加し、これ以上被害を繰り返してはいけないという思いから、今回、玄海原発差止訴訟の原告にも加わりました。

「私たちが人類最後の原発事故被害者であってほしい」これこそが、私たち福島の人間の心からの願いです。

「勝つまでたたかう」を心に ちっごの会活動報告

ちっごの会運営委員 貫橋伸子



ちっごの会は、2012年4月に第1回久留米地区原告団会議から始まり、6回目の12月に運営委員会が発足し、年間10回前後会議をしています。この間700名近くの原告が増えています。久留米第一法律事務所が事務局で、馬奈木先生を筆頭に弁護士さんや事務の方など、皆さんとても魅力的です。運営委員は蔦川代表をはじめ多方面で活躍されている方が多く、知識豊富で毎回格調高い論議が行われ、楽しく参加しています。

どんな活動をしてきたか3つの報告をいたします。

1つ目は学習会です。年に2～3回、毎回テーマを絞り13回取り組んできました。新聞各社へのリリースをしたり、可能な団体にチラシ折り込みのお願いをして、毎回50名前後の参加がありました。最近では、熊本地震後すぐに「原発と地震・火山」について学びました。地元で自治体交渉をしている方のお話を聞いたりもしました。いろいろな課題を設定し学習会を重ねてきています。久留米独自の模擬法廷や架空裁判前編・後編をやった時には、国や九電役の弁護士さんが堂々とあまりにもかっこよく答弁されるので、「あれ！これでは原告側が敗訴するわ」と

はらはらしていると、馬奈木昭雄先生が登場され、参加者一同の心に落ちる解説で終了したこともありました。

2つ目は、原告増やしと裁判への参加の問題です。1万人原告を達成してからは、次第に原告増やしも、裁判参加も減少しています。2年前に蔦川代表と私はいくつもの団体に2日かけてお願いにまわったことがあります。その後、10数名の原告申し込みがありました。他団体でも日常的に原告増やしに取り組んでいただく関係づくりが課題です。裁判への参加が減ってくると次第にバス代なども赤字になり往復1000円を2000円に値上げしました。若い人を誘うには2000円のバス代と帰宅時間が遅いことがネックです。

3つ目は、赤字対策のバザー活動です。他団体行事の主催者にもお願いして、バザーにも取り組みました。5月3日の憲法集会実行委員会にお願いすると、2年続けて快く「ロビーでどうぞ」と受けてくださいました。バザー商品のメインは事務局で特注しているデザインTシャツです。その他は、私の所属している新婦人のサークルの小物や手芸品と、産直の農

民組合からは野菜をきれいな個包装にしてもらい、友人からはとんぼ玉ネックレスを仕入れて販売し、赤字解消に繋げています。

販売方法は新婦人のノウハウを生かして、テーブルをいくつか用意するだけでOKです。「全て持ち込みで販売していただき、1～2割カンパしてください」とお願いすると、多めにカンパをいただき、私たちは手伝うくらいです。販売者も、購入者も、私たちが楽しく取り組み「またやろう」と話しています。

活動は以上ですが、先日の運営委員会では、「これからの運動をどうすすめたらよいか、どう増やしていくか」熱く話しあいました。私はどうしても原告になっていた方一人ひとりに、この命にかかわる問題を重大にとらえてほしいし、原告増やしや原発をなくす運動に参加してほしいと願っています。自治体の首長に働きかける取り組みもこれから本格的にしていかなければと思っています。

今年の原水禁大会のパンフには、「原発と核兵器」について6ページものスペースを割いて書かれていました。核廃絶や戦争法廃止とあわせ、原告への働きかけが焦眉の課題だと感じています。

4月14日から16日にかけて発生した熊本地震は地震列島日本に住む多くの人々に衝撃を与えた。とりわけ国の地震対策を担う地震の専門家で組織された地震調査研究推進本部にとってまさに「想定外」地震であった。8月19日の推進本部が発表した「大地震後の地震活動の見通しに関する情報のあり方」において次のように述べている。「熊本地震が我々に再認識させたのは、本震一余震型であるかどうかを見極めることは難しいという事実であり、また、防災上の呼びかけについて考える場合、**余震確率評価手法(地震調査委員会、1998)のように本震一余震型の地震活動のみを対象とするだけでは、社会の要望に応えるには不十分であるということであった。**

さらに政府の中央防災会議では9月9日、東海地震に備えた大規模地震対策特別措置法(大震法)の約40年ぶりの抜本見直しの議論が始まった。**発生が確実とは言えない段階での住民の事前避難や鉄道の運行停止など、減災対策を検討し年度内に報告書をまとめるという。**

ここ数年日本は、火山・地震災害、台風・豪雨による土砂災害、河川の洪水など大規模の自然災害が続いている。国(内閣府)は、災害後の業務の継続、早期の再開に備えて業務継続計画(BCP)の策定

など防災対策の強化を地方公共団体(地方自治体)に求めている。その策定にあたって市町村は、次の6要素、①**首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制**、②**本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定**、③**電気・水・食料等の確保**、④**災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保**、⑤**重要な行政データのバックアップ**、⑥**非常時優先業務の整理を市町村はあらかじめ定めておく**、としている(「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」2016年2月)。

熊本地震から5ヵ月をへて庁舎の被害などで行政機能に深刻な影響が出た自治体もあり、朝日新聞が8月下旬から都道府県などに全1741市区町村の策定状況を尋ねたところ、4月時点で、BCP策定に取り組んでいるのは42%、都道府県別だと鳥取県100%、北海道93%、徳島県88%であった。**最低は佐賀県5%次いで島根県5%余、岡山県7%だった。**九州では熊本県70%未済、福岡県、大分県、宮崎県40%未済、**長崎県、鹿児島県20%未済**となっている。都道府県庁はすべて策定済みだが、6要素を網羅していたのは23県であった。熊本地震は佐賀県にも鹿児島県にも震度7級の地震が起こりうることを事実として示した。

福島原発事故を思い起こそう！

地震が原発事故の引き金となり大規模な原子力災害となったことを！

地震対策BCPは原子力災害対策を含むものであることを！

玄海原発・川内原発の再稼働を止めよう！

原子力災害の避難計画を進めよう！

自治体は脱原発宣言を！

再稼働ストップへ！あなたの力が重要です

玄海原発が、原子力規制委員会の審査に事実上合格したことを示す審査書案は、年内にも作成される見通しです。その後、パブコメを経て、審査書決定。この間再稼働されてきた川内原発や伊方原発の例でみると、審査書決定から再稼働までの期間は約1年でした。

玄海原発の再稼働がいよいよ迫ってきています。世論の力なしには再稼働ストップはありえません。まずは以下のことに取組みましょう。

- ①新聞に「玄海原発を再稼働してはいけない！」という思いを投稿しましょう。
- ②審査書案が発表されたら、パブコメに参加しましょう。(別紙参照)

1万人原告、一人一人の持てる力を発揮しよう！



REPORT 

九州玄海訴訟第18回口頭弁論傍聴記

12時半前から佐賀県弁護士会館で事前集会。参加者約150名、会場は満席。今回の裁判の趣旨は事故の被害は今も続いていることのアピールという弁護士さんの説明。『ルポ・母子避難～消されゆく原発被害者』（岩波新書）の著者・吉田千亜さんと福島で東電の責任を問う生業訴訟の原告団事務局長を務める服部浩幸さんの2人の意見陳述人からは自己紹介や陳述への意気込み等。1時過ぎ、近くの裁判所まで全員でデモをしながら移動。

裁判所では傍聴者の抽選。当たった人は荷物検査を受けて入廷。外れた人はバスで佐賀駅前の農協会館に移動して、模擬裁判に参加。

2時開廷。原告側から「国と九電が安全だとの理由に挙げた数値は地震規模の平均値にすぎない。実際の揺れはその3倍にも5倍にもなる。平均値を根拠にしている安全性主張は信頼できない」という趣旨の陳述。そ

の後、吉田さんと服部さんがそれぞれ意見陳述。子どもを守るために故郷を出た人たち、諸事情で故郷に残り生活を続ける人たち。フクシマの被害者の深刻な実態報告に法廷は寂として声無し。陳述後には自然発生的に拍手。そうせざるを得ない説得力と迫力あふれる意見表明。最後に日程や次回期日の趣旨確認。原告側は、今回は裁判の方針を明示したい旨の発言。閉廷2時45分。

閉廷後、傍聴者は農協会館での模擬裁判に合流しての報告集会。弁護士さんが、IAEAの5段階防護策が玄海ではどのように確保されているかを整理して、再稼働の危険性を指摘したいと発言。吉田、服部両氏からは補足説明や経験者でなければ語れない肉声。生業訴訟の馬奈木弁護士からは加害者意識が微塵も見られない国、東電の弁護士の原告本人尋問の実態の報告。川内訴訟の森弁護団長からは鹿児島県から九電への申し入れの様子説明や11月鹿児島での全国集会への協力依頼。長谷川原告団長と板井弁護団共同代表からは種々のコメント。4時半終了。

次回期日は面白そう、ワクワク。弁護士さん、頑張っ！

[かすや原告の会 栗山次郎(糟屋郡篠栗町)]



今後の日程



第19回 裁判のご案内 11月18日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会はアバンセホール

- 弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。公共交通機関でお越しください。自家用車でお越しの方はお近くの駐車場に停めてください。
- バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。

第20回 裁判のご案内 2017年1月27日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会は佐賀県立美術館ホール

第19回裁判
意見陳述者の紹介

久保田美奈穂さん

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団沖縄支部代表。福島第1原発事故の3か月後、2人の子どもを連れて水戸市から那覇市へ避難。

窪島誠一郎さん

戦没画学生慰霊美術館「無言館」館長。父は作家・水上勉氏。2015年泊原発が見下ろせる丘に、父と連名で「核を鉛筆で塗りつぶせ。ペンで書き改めよ」と記した石碑を建立。原発ゼロをめざす長野県連絡会呼びかけ人。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2016年10月20日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123

※転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。